

多文化共生事業のボランティアを募集します

企画広報課 ☎66・1162

外国籍の児童と保護者らに日本語や日本文化を教える方を募集しています。外国語が話せなくても大丈夫です。

◆大塚教室

とき 原則毎月第1・3日
曜日 午前10時～正午
ところ 東大塚いこい会館
申込・問合せ 大塚教室代
表：竹内 ☎59・8735

◆日本語教室

とき 原則毎月第1・3日
曜日 午後2時～4時
ところ 勤労福祉会館
申込・問合せ 日本語教室代
表：村松 ☎090・5135・6336

◆塩津教室

とき 原則毎週火・水・土・日曜日
※時間は曜日により異なります。お問い合わせください。

ところ 塩津教室(竹谷町
田38-6)

申込・問合せ 塩津教室代
表：細江 ☎67・6036

「親子ふれあいひろば」前期会員 & お手伝いボランティア募集

◆「親子ふれあいひろば」前期会員募集

幼児を子育て中の皆さん。情報交換、仲間づくりなど親子で参加してみませんか。

とき 5月10日(月)～7月12日(月)の間で全10回

ところ 保健センター、豊川ぎょぎょランドなど

指導者 子育てネットワーカー

対象 市内在住の幼児(1歳以上)とその親

定員 30組(定員を超えた場合は初めての方を優先の上抽選)

参加費 無料(ただし保険料1人200円必要)

申し込み 4月21日(水)～28日(水)までに、直接または郵送で住所・電話番号・親子の氏名・生年月日を生涯学習課(〒443-0035栄町3番30号 市民会館内)へ。

※当選者には4月30日(金)以降に郵送で通知します。

◆おてつだいボランティア募集

「親子ふれあいひろば」のお手伝いをしていただける方を募集しています。どなたでも気軽にご参加ください。

生涯学習課 ☎66・1167



その他の情報

福祉タクシー券を交付します

福祉課 ☎66・1106

4月1日(平成23年3月31日まで)利用できる福祉タクシー料金助成利用券を交付します。該当される方は手続きをしてください。なお、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方には交付できません。

とき 3月29日(月)～

ところ 福祉課

持参するもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、印鑑

対象者 次の条件に該当し、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方

- 身体障がい者
- 下肢・体幹・視覚障害
- 内部障害……1～3級
- 重複障害の場合はそれぞれの部位別の等級で判定します。

- 知的障がい者……A・B判定
- 精神障がい者……1・2級

身体・精神に障がいがある方が利用する軽自動車などは税金の減免申請を

事務収納課 ☎66・1115

身体または精神に障がいがあり、車を所有している方は、税金の減免申請ができます。

対象者 身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、身体障がい者自身が使用または障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方。

ただし、障がいの区分・等級により減免に該当しない場合があります。

減免できる車 軽自動車・普通自動車(普通自動車は県税事務所へ申請)などのうち1人1台で、本人の所有する自動車(18才未満の身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者で本人と生計を一にする方の所有を含む)

◆軽自動車を新たに減免申請する場合

申請場所 事務収納課軽自動車税担当(本館1階)

持参するもの 印鑑、免許証、

車検証、身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
※運転者と障がい者が同一世帯でない場合は「自動車税等にかかわる生計同一証明書」または常時介護証明書(減免申請以前1カ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る)が必要です。

◆身体障がい者用に改造してある軽自動車の場合
車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障がい者用に改造してある軽自動車を所有されている方は税金の減免申請ができます。営業用、自家用の別は問いません。

◆軽自動車で前年度に減免の適用を受けている場合
3月中旬に郵送した「減免」となっている軽自動車などの現況報告書が新年度の減免申請書となります。まだお手元をお持ちの方は、該当する事項を記入の上、返送してください。

◆申請期限 5月24日(月)

◆普通車の減免申請の場合
愛知県東三河県税事務所(☎0532・54・5111)へ。

0532・54・5111へ。